

# 特定粉じん排出等作業実施届出案内

(令和3年4月)

令和3年4月より改正大気汚染防止法等が施行され、以下の点が改正されました。

- ① 規制対象を全ての石綿含有建材に拡大。(石綿含有成形板(いわゆるレベル3)についても規制対象となります。)
- ② 一定規模以上の建築物等について石綿含有建材の有無にかかわらず、国が新たに整備する電子システムを通じて、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け。(令和4年4月1日施行)
- ③ 事前調査方法を法定化。
- ④ 事前調査に関する記録の作成・保存の義務付け。
- ⑤ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰の創設。
- ⑥ 下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加。
- ⑦ 作業記録の発注者への報告及び作成・保存の義務付け。

## 目 次

1. 特定粉じん排出等作業に対する規制について	1
2. 特定粉じん排出等作業の届出について	2
届出書記入例	4
3. 事前調査について	6
4. 事前調査に関する記録の現場への備え置き・掲示板の設置	7
掲示例	7
5. 下請負人に対する説明	9
6. 作業種類毎の作業基準	9
7. 石綿濃度の測定	11
8. 特定粉じん排出等作業の結果の報告等	11
9. 他法令との関係	12
10. お問い合わせ先一覧	12

## 届出窓口

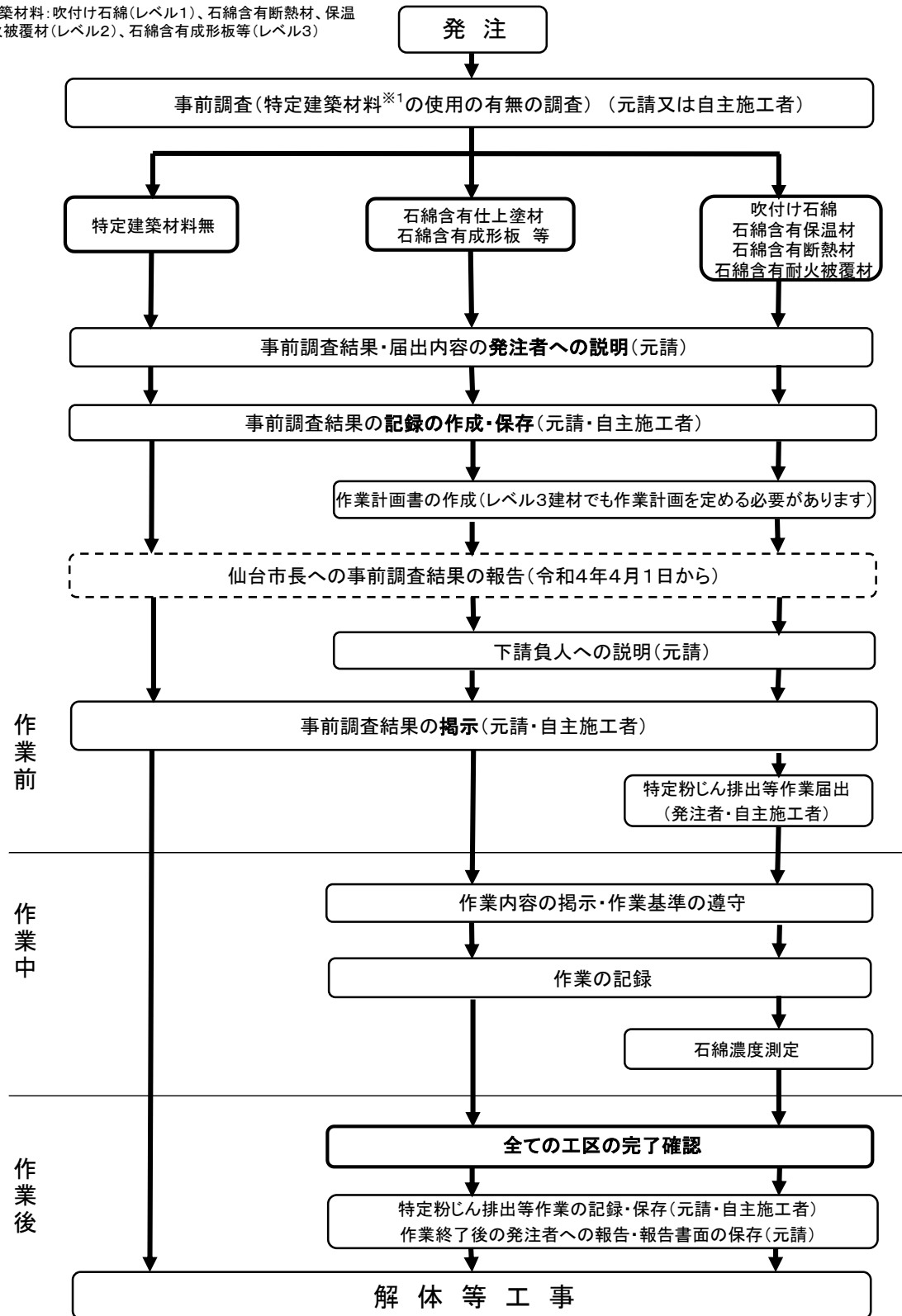
仙台市環境対策課大気係  
仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階  
電話：022-214-8222 (直通)

## 1. 特定粉じん排出等作業に対する規制について

特定建築材料が使用されている建築物等(工作物を含む。)の解体、改造、補修をする作業(「特定粉じん排出等作業」という。)を行う場合、石綿の大気中への飛散を防止するため、事前の届出、作業基準の遵守義務、作業方法が作業基準に合わない場合に計画変更命令を受ける等の規制がかかります。

### 解体等工事に係る作業のフロー

※1 特定建築材料: 吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)、石綿含有成形板等(レベル3)



## 2. 特定粉じん排出等作業の届出について（法18条の17）

(1)届出の必要な作業（届出対象特定工事）とは

特定工事※のうち特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものは、届出が必要です。

※特定工事：特定粉じん排出等作業を伴う建設工事。

《特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料の例》

区 分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、 ③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
石綿を含有する断熱材 （吹付け石綿を除く）	①屋根用折板折版裏断熱材、②煙突用断熱材
石綿を含有する保温材 （吹付け石綿を除く）	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パー ライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含 有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
石綿を含有する耐火被覆 材 （吹付け石綿を除く）	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第二種、 ③石綿含有耐火被覆塗り材

なお、石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかなものを届出対象としておりましたが、令和3年4月1日施行の大気汚染防止法改正により届出不要となりました。

(2)届出内容等について

仙台市内で特定粉じん排出等作業を行う場合は、様式第3の4、別紙及び添付書類を作成し、下記のとおり提出してください。

届出者	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（「届出対象特定工事」という）の発注者または自主施工者
提出期限	特定粉じん排出等作業の開始日の14日前まで ※届出日は日数の算定に加えなため、実質15日前までに届出が必要です。
届出様式	様式第3の4「特定粉じん排出等作業実施届出書」及び別紙「特定粉じん排出等作業の方法」 ※届出書は、仙台市ホームページからダウンロードできます。
添付書類	次の事項を記載した書類 1. 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 2. 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 3. 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所 4. 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 5. 作業対象となる建築物等の部分の見取図 6. 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 なお、届出書の参考事項欄全てを記載した場合上記1.のうちの建築物の概要、及び3.から4.までの事項を添付したことになります。
参考書類	届出書等の詳細を確認するため、次のものを提出して下さい。 1. 事前調査結果報告書の写し（発注者への説明に用いた資料等） 2. 掲示物の設置例 3. 環境測定計画（測定場所、測定時期、測定の方法、測定事業者） 4. その他
届出部数	正本1通に写し1通を添えて提出してください。

提出先 問合せ先	仙台市環境局環境部環境対策課大気係 仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町5階 電話：022-214-8222（直通）
-------------	---

(3) 届出の留意事項について

- ① 囲い込み等の作業を、特定建築材料に触れずに行い、特定粉じんが飛散しないことが明らかな作業については、届出は不要です。たとえば、配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業が行われることがあります。このような事例において、当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しません。ただし、保温材の劣化などにより当該作業に伴い石綿が飛散するおそれがある場合や、当該作業時の振動等により近傍の特定建築材料から石綿が飛散するおそれがある場合には、特定粉じん排出等作業になりますので、留意してください。
- ② 届出者が法人である場合、届出者名義は、本社の代表者ですが、代表者の委任状を添付すること等を行えば、当該作業を行う支店、事業所の長等、作業基準の遵守義務等の履行責任を担うことが可能な者でもかまいません。
- ③ 届出は、建築物ごとに行うこととなりますが、改造又は補修作業に係る特定粉じん排出作業が同一の建築物の複数の箇所で行われる場合には、一つの届出書にまとめて届出してもかまいません。
- ④ 特定工事が一時中断され、その後再開された場合で、中断の前後で工事内容に変更がない場合には、一連の工事とみなして、改めて届出を行う必要はありません。
- ⑤ 「特定粉じん排出等作業の開始の日」とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、具体的には、除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日をさします。
- ⑥ 届出期限について

作業開始の14日前までに届出をしなければなりません。届出日は日数の算定に加えないため、実質15日前までに届出が必要です。（届出日と作業開始日の間に14日間以上必要）

(例)

日	月	火	水	木	金	土
			届出日			
	1	2	③	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
			作業開始日			
14	15	16	17	⑧	19	20

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

仙台市長 殿

東京都〇〇区〇〇  
届出者 〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇  
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (届出対象特定工事の名称) 〇〇〇〇ビル解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	△△△△建設(株) 代表取締役 △△ △△ 仙台市△△区△△町△△丁目△番△号		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 ①の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの） （5項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 〇〇年〇〇月〇〇日	※整理番号	
	至 〇〇年〇〇月〇〇日	※受理年月日	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	〇〇 m <sup>2</sup>		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 〇〇m <sup>2</sup> (〇〇階建) その他工作物	※備考
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	仙台市△△区△△町△△丁目△番△号 △△△△建設(株) 現場責任者 △△ △△ 電話番号 △△-△△△△	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	□□市□□町□□丁目□番□号 □□□□(株) 現場責任者 □□ □□ 電話番号 □□-□□□□		

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。  
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要及び同項第3号及び第4号までに規定する事項を記載した書類とみなす。  
3 ※印の欄には記入しないこと。  
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	○(除去)・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・形式・設置数	○○○○型集じん排気装置 施工区画ごとに 1 台 計 3 台
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	○○m <sup>3</sup> /min (1 時間あたり換気回数 6 回) 施工区画○○m <sup>2</sup> ×○○m (高さ) (1 時間に 4 回程度換気できる能力以上あること)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	○○○フィルタ 集じん効率○○% (JISZ8122 に定める H E P A フィルタ)
使用する資材及びその種類	△△△△△ (湿潤化材) ◇◇◇◇シート厚さ ○○mm □□□□粘着テープ	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

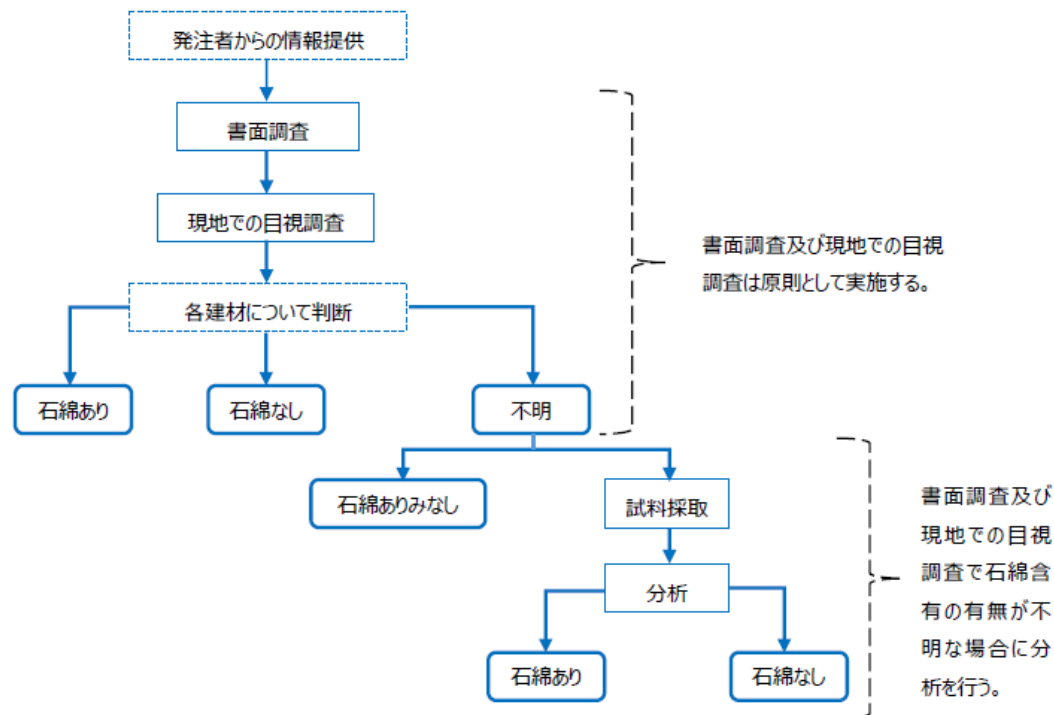
- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

※届出書は、仙台市役所ホームページからダウンロードできます。  
市 HP トップページ → 申請書・届出 → 申請書・届出書様式のダウンロード →  
環境保全・緑化 → 特定粉じん排出等作業実施に係る届出 → 様式第 3 の 4 及び別紙

### 3. 事前調査について（法18条の15）

解体等工事の元請業者及び自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他環境省令で定める方法による調査を行うとともに、当該解体等工事発注者に対し、当該調査の結果、届出対象特定工事又はそれ以外の特定工事に係る事項等を記載した書面を交付して説明しなければなりません。また、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを解体等工事が終了した日から3年間保存する必要があります。詳細は、厚生労働省・環境省が作成した「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照してください。

#### <事前調査の基本的な流れ>（マニュアルP87）



#### <発注者への説明事項>（届出対象特定工事）マニュアルP30（表2-2-2）

- ① 事前調査の結果
  - ② 事前調査を終了した年月日
  - ③ 事前調査の方法
  - ④ 建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
  - ⑤ 特定粉じん排出等作業の種類
  - ⑥ 特定粉じん排出等作業の実施期間
  - ⑦ 特定粉じん排出等作業の方法
  - ⑧ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
  - ⑨ 特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所
  - ⑩ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
  - ⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ※ ①～③ 特定工事非該当の場合 ④～⑨届出対象特定工事非該当の場合

#### 4. 事前調査に関する記録の現場への備え置き・掲示板の設置（法18条の15）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は解体等工事を施工するときは、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ事前調査の結果を、当該解体等工事の現場において公衆の見やすいように掲示しなければなりません。また、石綿含有建材の除去等作業を行う際は、作業方法等の必要事項を同様に掲示する必要があります。掲示の大きさについては、長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上とし縦長・横長を問いません。

##### <事前調査結果の掲示の記載事項>

- ① 事前調査の結果
- ② 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 事前調査を終了した年月日
- ④ 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

##### <作業内容等の掲示の記載事項>

- ① 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ④ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

参考: 掲示の例 (建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル)

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm以上、縦297mm以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告<sup>※1)</sup>、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
<p>事業場の名称: ○○○○解体工事作業所</p>	<p>届出先及び届出年月日: 東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区) 令和○○年○○月○○日</p>	<p>発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○</p>	<p>調査終了年月日: 令和○○年○○月○○日</p>
<p>調査方法の概要(調査箇所) 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階～4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>	<p>調査結果の概要部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠</p> <p>【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内PS 保温材③ 1～4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>	<p>住所: 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名: ○○ ○○ 連絡場所 TEL: 03-××××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。</p>	<p>書板表示日: 令和○○年○○月○○日</p>
<p>石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法</p> <p>石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法</p> <p>機種・型式・設置数: 機種:集じん・排気装置 型式:○○○-2000 設置数:○台</p> <p>排気能力(m<sup>3</sup>/min): ○○m<sup>3</sup>/min(1時間あたりの換気回数4回以上)</p> <p>使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%): HEPAフィルタ・捕集効率:99.97%・粒子径:0.3μm</p> <p>使用する資材及びその種類: 湿潤用薬液:○○○○ 固化用薬液:○○○○ 隔離用シート(厚さ:床○mm,その他○mm)・接着テープ等</p> <p>その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法: (例)吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法<sup>※2)</sup> (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法<sup>※2)</sup></p> <p>調査:その他の条項等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)</p>	<p>元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○</p> <p>住所: 東京都○○区○-○</p> <p>調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所</p> <p>事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○</p> <p>分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○</p> <p>その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日</p>		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例



石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※提示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>※1</sup>            石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>	
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日
看板表示日	令和○○年○○月○○日
発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○	
住所 東京都○○区○-○	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	
<p>【石綿含有あり】            外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル            1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル            2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル            2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照            1階 倉庫 吹付けロックウール ③            1~3階 床:ビニル床シート⑤、壁:けい酸カルシウム板第1種④ 天井:岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤</p>	住所 東京都○○区○-○ 現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	①除去 ②その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらパール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらパール等で除去を行う。
使用する資材及びその種類	石綿含有仕上塗材 (例)剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。 ・湿潤用薬液:○○○○○ ・剝離剤:○○○○○ ・養生用シート(厚さ:0mm) ・接着テープ 等
調査を行った者(分析等の実施者)	
<p>事前調査・試料採取を実施した者            ①一般建築物石綿含有建材調査者            ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○            住所:東京都○○区○○-○○</p> <p>分析を実施した者            ②○○環境分析センター            氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○            住所:埼玉県○○市○○-○○</p>	
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)	
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

石綿使用なし記入例 ※提示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ	
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>※1</sup>            大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。</p>	
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所	
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日
解体等工事期間	令和○○年 ○月 ○日 ~ 令和○○年 ○月 ○日
調査方法の概要(調査箇所)	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)	住所 東京都○○区○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)	
石綿は使用されていませんでした。(特定工事に該当しません)	調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○
<p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照            1~3階 床:ビニル床タイル③ ビニル床シート③、天井:岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、壁:スレートボード⑤            外壁 仕上塗材③</p> <p>※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例            建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤</p>	<p>分析を実施した者            ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○            氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○            住所:埼玉県○○市○○-○○</p>
その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注)工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

## 5. 下請負人に対する説明（法18条の16）

特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他のものに請け負わせるときは、当該他のものに対しその請負に係る特定工事における事項を説明しなければなりません。又、元請業者は各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。

### ＜下請負人に対する説明事項＞

- ① 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ② 特定粉じん排出等作業の種類
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ④ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

## 6. 作業種類毎の作業基準（主に大気汚染防止法施行規則第16条の4別表第7）

- ① 吹付け石綿及び石綿含断熱材等の除去作業（②、⑤に掲げるものを除く）
  - ・次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
    - イ. 除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離<sup>注1</sup>すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設ける<sup>注2</sup>こと。
    - ロ. 作業場及び前室を負圧<sup>注3</sup>に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z 8 1 2 2に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
    - ハ. イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
    - ニ. 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
    - ホ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
    - ヘ. イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん、排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。
    - ト. 除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
- ② 石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外による除去作業（⑤に掲げるものを除く）
  - ・次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
    - イ. 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
    - ロ. 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ．除去後、養生を解くに当たっては、除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場の清掃その他の特定粉じんの処理をすること。

③ 石綿を含有する仕上塗材の除去作業（⑤に掲げるものを除く）

・次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ．除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化<sup>注4</sup>すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ．電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ．除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

④ 石綿含有成形板等を除去する作業（①～③及び⑤を除く）

・次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ．特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

ロ．イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造し・補修作業に性質上適しないときは、薬液等により湿潤化<sup>注5</sup>すること。

ハ．石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

（１） 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生<sup>注6</sup>すること。

（２） 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化<sup>注5</sup>すること。

ニ．除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

⑤ 解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業、その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

・作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置<sup>注7</sup>を講ずること。

⑥ 囲い込み<sup>注8</sup>、封じ込め<sup>注9</sup>作業

・囲い込み、又は封じ込めるに当たって<sup>注10</sup>は、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

注1：「他の場所からの隔離」にはプラスチックシートを用いる方法が一般的。

注2：「前室を設ける」のは隔離した作業場への作業員の出入り等の際に石綿が作業場外へ飛散することを防止するため、外部から直接作業場につながらないようにするため。

注3：作業場を常時「負圧」に保つためには目安として1時間当たり換気回数を4回以上（作業場の1回の換気時間を15分以下）とする必要がある。

注4：仕上塗材の除去作業の場合の「薬液等により湿潤化」とは、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む。

注5：石綿含有成形板等を除去する場合の「薬液等により湿潤化」とは、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

注6：「除去を行う部分の周辺を事前に養生」とは、作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外においては作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で覆うこと。

注7：立入り困難な場合の「これと同等以上の効果を有する措置」とは、具体的には、薬液散布又は建築物等周辺を養生シートで覆うなどである。

注8：「囲い込み」とは、特定建築材料をそのままにし、非石綿建材等で完全に覆うことにより、粉じんの室内への飛散防止と損傷防止を図ること。

注9：「封じ込め」とは、特定建築材料をそのままにし、特定建築材料の表面に薬液を塗布し塗膜を形成、又は特定建築材料内に薬液を浸透させることにより粉じんが室内に発生しないようにすること。

注10：囲い込み又は封じ込めを行うにあたり、特定粉じんが飛散するおそれがある場合には、除去作業の作業基準に準じた措置を講ずること。

## 7 石綿濃度の測定

石綿濃度の測定は、施工事業者の自主的な取組として、石綿飛散防止対策の効果を自ら点検し、その改善を図っていくという意味で有意義です。測定を行う場合には、作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能等を点検するとともに、施工区画内の石綿飛散状況を把握するため、以下のような場所、及び時期において実施することが有効です。

- ① セキュリティゾーンの入口及び作業場直近の外周（除去作業中）
- ② 作業場内（特に隔離シート撤去前）※

また、周辺環境への配慮の観点から、隣地との境界付近における環境濃度を測定することが望ましいとされています。なお、測定方法については、「作業環境測定基準」（昭和51年労働省告示第46号）、「JISK3850-1、空気中の繊維状粒子測定方法」、「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省4.1版、平成29年7月）、「建築改修工事管理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、下巻25年度版）を参照してください。

※ただし、隔離を解く際の確認として、一般環境大気への飛散のおそれのないことの確認が義務づけられています。（規則別表第7）

## 8. 特定粉じん排出等作業の結果の報告等（法18条の23）

特定工事の元請業者は、除去等作業が終了したときはその結果を遅滞なく発注者に書面で報告する必要があります。また、報告した書面を作業結果の記録とあわせて特定工事の終了後3年間保存する必要があります。

### <発注者への報告事項>

- ① 特定粉じん排出等作業の対象建築物の名称及び所在地
- ② 元請業者（法人名及び代表者氏名）
- ③ 除去等作業を行った者（下請負人の場合は下請負人）
- ④ 作業の概要
- ⑤ 石綿含有建材の取り残しがないことの確認年月日
- ⑥ 確認結果
- ⑦ 確認者の氏名
- ⑧ 確認者が登録規定に基づく講習又は石綿作業主任者技能講習を受講した講習実施機関の名称等
- ⑨ 特定粉じん排出等作業の完了年月日
- ⑩ 異常時の対応
- ⑪ 計画と異なる対応を行った場合はその措置内容

## 9. 他法令との関係

- (1) 特定粉じん排出等作業実施届出と労働安全衛生法の届出との関係  
労働安全衛生法にも、石綿の除去等を行う場合、事前の届出が必要であるなど大気汚染防止法と類似した規制があります。
- (2) 廃石綿の処理  
除去した飛散性石綿（廃石綿）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称、廃棄物処理法）により特別管理産業廃棄物に指定されています。管理者の選任・報告、実績の報告などが必要です。また、非飛散性のアスベスト廃棄物の取扱いについても指針が出されています。詳しくは、仙台市事業ごみ減量課（TEL：022-214-8235）にご相談、お問い合わせください。
- (3) 建設リサイクル法  
建築物の解体等に伴い、建設リサイクル法（正式名称：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）により、吹付け石綿や石綿含有建材についても事前調査による確認や事前除去などが義務付けられています。詳しくは、各区街並み形成課（参照：10. お問い合わせ先一覧）にご相談、お問い合わせください。

## 10 問い合わせ先

	電話番号	住所	
仙台市環境対策課	022-214-8222	青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 5 階	大気汚染防止法に関すること
仙台市事業ごみ減量課	022-214-8235	青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町 2 階	廃棄物処理法に関すること
青葉区街並み形成課	022-225-7211(代)	青葉区上杉 1-5-1 青葉区役所内	建設リサイクル法に関すること
宮城野区街並み形成課	022-291-2111(代)	宮城野区五輪 2-12-35 宮城野区役所内	
若林区街並み形成課	022-282-1111(代)	若林区保春院前丁 3-1 若林区役所内	
太白区街並み形成課	022-247-1111(代)	太白区長町南 3-1-15 太白区役所内	
泉区街並み形成課	022-372-3111(代)	泉区泉中央 2-1-1 泉区役所内	
仙台労働基準監督署	022-299-9073	宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎内	労働安全衛生法、石綿則に関すること